

令和6年高島市農業委員会第6回総会議事録

- 1 開催日時 令和6年6月10日（月）
午後1時30分から午後3時55分まで
- 2 開催場所 高島市役所 新館3階 会議室 11・12
- 3 出席委員（18人）

会長	6番	中田正敏
副会長	10番	地村満信
	1番	田中孝敏
	3番	橋本久義（議事録署名委員）
	4番	高木敏一
	5番	采野 哲
	7番	前川幸雄
	8番	古谷久栄（議事録署名委員）
	9番	上原満枝
	11番	中川幸雄
	12番	中江武良
	13番	岸田忠則
	14番	山田善嗣
	15番	浅井嘉己
	16番	古田卓見
	17番	清水 巧
	18番	足立 功
	19番	石津紘子
- 4 欠席委員（1人） 2番 青谷喜代一
- 5 遅参した委員 なし
- 6 傍聴人の数 なし
- 7 次第
 1. 開会
 2. 高島市農業委員憲章唱和
 3. 会長挨拶
 4. 議事日程
 - 第 1 議事録署名委員の指名
 - 第 2 報告事項
 - 第 1 令和6年度高島地域農業センター運営委員会について

- 第 2 令和 6 年度全国農業委員会会長大会について
- 第 3 令和 6 年度第 1 回高島市農産ブランド認証委員会について
- 第 3 報告第 1 1 号 田畑転換等農地の形状変更届出書の受理について
- 第 4 報告第 1 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号に係る届出書の受理について
- 第 5 報告第 1 3 号 農地の転用事実に関する照会について
- 第 6 議案第 3 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 7 議案第 3 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 第 8 議案第 3 4 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第 9 議案第 3 5 号 引き続き営農困難時貸付けおよび特定貸付けを行っている旨の証明願について
- 第 10 議案第 3 6 号 高島市農用地利用集積計画の決定について
- 第 11 議案第 3 7 号 農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて
- 第 12 議案第 3 8 号 高島農業振興地域整備計画の変更協議につき意見を求めることについて

5. 協議事項

- (1) 令和 5 年度の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について
- (2) 非農地判断検討委員会の設置について

6. 連絡事項

- (1) 令和 6 年第 7 回総会について
- ・ 日 時 令和 6 年 7 月 1 0 日 (月) 午後 1 時 3 0 分
 - ・ 場 所 高島市役所新館 3 階 会議室 1 1 ・ 1 2

8. 会議に出席した職員

農林水産部農業政策課	主任	志村 大輔
	主査	上原 翔
	主事	南村 悠斗

9. 会議に出席した事務局職員

農業委員会事務局	局長	川崎 弘
	参事	前河 康史
	主任	飯田 浩一

10. 会議の概要 次のとおり

事務局	皆様、こんにちは。皆様には、何かとご多用の中、ご参集いただき有難うございます。 また、5 月 1 5 日から 2 3 日の間に開催されました 農業組合長会議に
-----	---

は、それぞれの地域において、ご参加いただきまして、大変ありがとうございました。

今後とも、地域計画の作成へのご支援・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

本日は、新たに、中江武良委員に、ご出席をいただきました。

中江委員におかれましては、去る6月3日に開催されました高島市議会において、「農業委員会委員の任命について」の同意案件があり、市議会の同意がありましたことから、「高島市農業委員の任命に関する規則」第10条の規程により決定、任命されたもので、本日の農業委員会より、参加いただくこととなります。

議席番号は12番となります。自己紹介をお願いいたします。

《中江氏 挨拶》

ありがとうございました。

中江委員におかれましては、現在、青柳の農事組合長をされておられ、これまでの職歴・経験などから、農業に大変精通されておられます。

今後とも、お世話になりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、本日も農業委員の皆様にはタブレットの持参をお願いさせていただいています。今回は、タブレットを使用したメールの受信の確認までをさせていただきました。また、本日、議案書をメールで送付させていただきましたので、会議資料と併せてご覧いただければと思います。

今回のタブレットの練習は、本日送付した議案書を個人情報保護の観点から削除する方法について、習得できればと考えています。総会終了後、少しお時間を頂戴しますが、ご協力よろしくお願いいたします。

それでは、令和6年第6回高島市農業委員会総会を開会します。

本日は、18名の委員に、ご出席を賜っており、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数以上であり、本総会が成立いたしますので、ご報告いたします。欠席の委員は、2番青谷委員です。

本日の案件は、報告事項、3件。報告案件、11件。農地法に基づく許可等案件として、第3条案件、11件。第5条案件、2件。引き続き農業経営を行っている旨の証明案件が1件。引き続き営農困難時貸付けおよび特定貸付けを行っている旨の証明案件が2件。市長部局からの案件として高島市農用地利用集積計画案件が10件。農業経営改善計画認定案件が1件。高島農業振興地域整備計画の変更協議案件が1件。計42件につき

	まして、ご審議いただくことになっております。 本日の総会では、各委員におかれましても、スムーズな議事進行にご協力いただきますようお願いいたします。 次に、議事参与の制限についてお願いいたします。本日、審議いただきます議事日程第3、報告第11号。田畑転換等農地の形状変更届出書の受理については、■番■■■■■に退席を求め、審議・採決をいただくこととなりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。 本日は、参考資料の他に、「高島市農業委員会委員議席番号簿」を配布させていただいております。議案書類の発送時は、議会の同意前でありましたことから、本日改めて就任いただいた中江委員を掲載させていただきました。なお、各委員のお手元には、参考資料としまして、いくつかの資料を配布させていただいておりますので、改めて配布資料のご確認をお願いいたします。総会参考資料としまして、資料1.「令和6年度第1回農産ブランド認証委員会審査結果報告」。資料2.「競売等の買受適格証明願の取扱いについて」。資料3.「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表」。資料4.「高島市農業委員会非農地判断事務処理要領」。資料5.「耕作放棄地等の非農地判断マニュアル【概要版】」。となります。ご確認くださいと思います。なお、お配りした資料の中で、個人情報が含まれているもの、ブランド認証委員会に関する資料につきましては、回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。
事務局	続きまして、高島市農業委員会憲章の唱和をお願いします。 それでは、地村副会長よろしくお願いいたします。
副会長	皆様、ご起立ください。 それでは、委員会憲章の唱和をお願いします。 議案書鏡の裏面のページをご覧ください。私が、「高島市農業委員会は」と申しあげましたら、その後が続いて、ご唱和をお願いいたします。 （唱 和） 有り難うございました。
事務局	それでは、中田会長よりごあいさついただきます。 ごあいさつの後の、総会の議事進行は、高島市農業委員会総会会議規則

	第5条の規定に基づき、会長にお願いいたします。
会長	《会 長 挨 拶》
会長	それでは、これより、「令和6年 第6回 高島市農業委員会総会」を開会します。本日の議事日程に従い、会議を進めます。日程第1「議事録署名委員の指名」につきましては、私の方から指名させていただきます。 本日の総会の議事録署名委員には、3番橋本久義委員、8番古谷久栄委員を指名します。
会長	次に、日程第2「報告事項」を議題といたします。第1「令和6年度高島地域農業センター運営委員会について」は、私から報告します。
会長	令和6年5月16日開催されました高島地域農業センター運営委員会について復命します。1号議案は、R5年度の事業報告と決算の承認について。2号議案は、令和6年度事業計画と予算の承認について。第3号議案は、令和6年度負担金の納入方法および納入時期の承認について。また、同意議案として、令和6年度事務局長、事務局次長および統括指導官任命同意案件などで、議案書のとおり同意されたところではありますが、令和6年度の事業計画（案）には、企画調整対策として連絡調整会議を開催することとなっており、担い手に対して農業再生機構や農地中間管理機構、担い手サポートセンターとの情報共有により、きめ細かな指導に努めるとなっている。高島市内では、各団体が活動している中で、農業委員会としても、どのような農業政策を持っていくのかについて共通認識をもっていかなければならないと感じており、これからの高島の農業振興にあたっていただきたいと意見を述べたところでありました。報告につきましては大変簡単で恐縮でございますが以上でございます。 それでは、このことにつきまして、何かご意見とかご質問ございましたらご発言いただきたいと思います。何かございませんか。 （発言なし）
会長	それでは、ご意見もないようですので、次に、第2「令和6年度全国農業委員会会長大会について」を私から報告させていただきます。
会長	令和6年5月29日東京シビックホールにて開催されました。第1号議

	案は、提案決議として、食料・農業・農村基本計画の具体化に向けた政策提案でございます。第2号議案は「地域の農地を活かし持続可能な農業・農村を創る全国運動」を推進するための申し合わせ（案）。第3号議案としては「情報提供活動」の一層の強化に関する申し合わせ。第4号議案としては「令和6年度全国農業委員会会長大会運動計画（案）。それぞれ報告があり、満場の拍手で承認されたものです。この中で、特に食料・農業・農村基本計画の具体化に向けた取り組みとして、順次関連法案が改正されていくことになります。食料・農業・農村基本計画の中には、特にウクライナの戦争において、食料の自給率に関心が高まり、明文化されてきたところであり、適正な価格形成の仕組みや価格に対する国民理解をしっかりとっていかなければならない。ということ。また、直接支払制度の見直しと新たな支払制度の創設ということで、食料の安定確保に向けて、中山間地域への直接支払制度の運用改善について提案され、地域振興法の交付金の拡充について提案された。農地をはじめとした地域振興の発展のため拡充を提案。輸出拡大において農家所得の向上等の提案など、生産資材高騰対策が提案され、全て承認されたものです。大変、わかりにくい報告で申し訳ございませんが以上となります。また、大会後は、それぞれの国会議員へ挨拶に伺い一日を終了することとなりました。 それでは、このことにつきまして、何かご意見とかご質問ございましたらご発言いただきたいと思います。何かございませんか。 （発言なし）
会長	それでは、ご意見もないようですので、次に第3「令和6年度第1回高島市農産ブランド認証委員会について」采野委員から報告を願います。
采野委員	5番采野です。お手元に配布されています資料1をご覧ください。令和6年度第1回農産ブランド認証委員会審査結果報告をさせていただきます。5月20日書面決議により審査が実施されました。 申請個人26名、2団体169件、84品目で面積が7681.15アールです。春であることから多くの品目の申請がございました。 ランク1、個人17名、2団体138件、79品目、面積1700.61アール。ランク2、個人12名、2団体31件、8品目、面積5921.64アール。ランク3 個人1名、1件。1品目、面積58.90アール 詳細については、裏面の資料のとおりで、すべて承認した結果となりました。以上でございます。

会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見、ご質問も無いようなので、日程第2「報告事項」を終わります。次に、日程第3報告第11号「田畑転換等農地の形状変更届出書の受理について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。
事務局	3ページをご覧ください。報告第11号。田畑転換等農地の形状変更届出書の受理について。田畑転換等 農地の形状変更届出書の提出が次のとおりあり、高島市農業委員会会長専決規程 第2条第1項第3号の規定に基づき、これを受理したので、同条第2項の規定に基づき報告します。令和6年6月10日。高島市農業委員会会長。なお、番号1から番号4は耕作者が同一であるため、一括して説明いたします。番号1。土地の表示、地番1309番。地目、田。面積367平方メートル。地番1310番。地目、田。面積391平方メートル。地番1315番1。地目、田。面積588平方メートル。地番1317番。地目、田。面積440平方メートル。地番1318番1。地目、田。面積144平方メートル。計5筆1,930平方メートル。目的、田に盛土をして、畑として利用。番号2。土地の表示、地番1312番1。地目、田。面積99平方メートル。目的、田に盛土をして、畑として利用。番号3。土地の表示、地番1313番。地目、田。面積685平方メートル。地番1314番1。地目、田。面積65平方メートル。計2筆750平方メートル。目的、田に盛土をして、畑として利用。番号4。土地の表示、地番1316番。地目、田。面積737平方メートル。目的、田に盛土をして、畑として利用。申請位置図等は、議事案件資料集1ページから5ページをご参照ください。田畑転換等 農地の形状変更届出とは、田を畑や樹園地として利用するなど、耕作を目的に、農地を耕土や良質土等により盛土して形状変更を行う前にする届け出です。 本件は、湿田で田としての利用が困難な農地であることから、盛り土を行い、畑として利用し、大根、なすび、きゅうりなどの野菜の栽培および育苗ハウスの新築ならびにオリーブなどの樹木の栽培を計画しています。 「高島市 田畑転換等 農地の形状変更に関する指導要綱」により、届出書を審査したところ、計画の趣旨は妥当であり、その他、届出に係る必要書類もそろっていることから、「高島市 農業委員会 会長専決規程」第2条第

会長	1 項第 3 号の規定により異議ないものとし、令和 6 年 5 月 1 日に形状変更 に同意しましたので、ご報告いたします。以上でございます。 ここで、番号 1 から番号 4 の案件について、3 番橋本委員がすべて耕作 されていることから、法第 3 1 条第 1 項の規定により、3 番橋本委員の退 席を求めます。 (橋本委員 退席)
会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見・ご質問もないようなので、以上で、日程第 3 「報告第 1 1 号田 畑転換等農地の形状変更届出書の受理について」番号 1 から番号 4 の案件 を終わります。 (橋本委員 入場・着席)
会長	次に、日程第 4 報告第 1 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号に係る受理に ついて」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。
事務局	5 ページをお開きください。報告第 1 2 号。農地法第 4 条第 1 項第 8 号 に係る届出書の受理について。農地法第 4 条第 1 項第 8 号に係る届出書の 提出が次のとおりあり、高島市農業委員会会長専決規程第 2 条第 1 項第 5 号の規定に基づきこれを受理したので、同条第 2 項の規定に基づき報告し ます。令和 6 年 6 月 1 0 日。高島市農業委員会会長。番号 1。土地の表示、 地番 7 3 番 2。地目、田。面積 8 3 0 m²のうち 1 9 9 m²。転用目的、農業 用倉庫。本届出は、農業用倉庫を建築するために、農地の一部を農地転用 されるものです。届出地は、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区 域であって、5 0 0 メートル以内に新旭南小学校・片岡クリニックがある ことから、「第 3 種農地」と判断され、立地基準上での許可基準を満たして いると考えます。転用目的が農業用施設で面積が 2 0 0 平方メートル未満 の転用であることから農地法第 4 条第 1 項第 8 号の届出があったもので す。届出書を審査したところ、必要書類も揃っていることから、高島市農 業委員会 会長専決規程 第 2 条第 1 項第 1 号の規定により、令和 6 年 5

会長	月１日に届出書を受理しましたので、ご報告いたします。位置図等は、報告・議事案件資料集の５ページから７ページをご参照ください。以上でございます。 本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見・ご質問もないようなので、以上で、日程第４報告第１２号「農地法第４条第１項第８号に係る届出書の受理について」を終わります。
会長	次に、日程第５報告第１３号「農地の転用事実に関する照会について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。
事務局	６ページをお開きください。報告第１３号農地の転用事実に関する照会について。登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記にかかる登記官からの照会が次のとおりあり、高島市農業委員会会長専決規程第２条第１項第５号の規定に基づき、これに回答したので、同条２項の規定に基づき報告します。令和６年６月１０日。高島市農業委員会会長。番号１。土地の表示、地番５０６番１。地目、田。面積４４平方メートル。現況非農地。番号２。地番１０５３番１。地目、畑。面積２７４平方メートル。現況非農地。番号３。地番１０番１。地目、田。面積１６２平方メートル。現況非農地。番号４。地番５１０番。地目、田。面積６２平方メートル。他２筆。計３筆。４９１方メートル。現況非農地。番号５。地番７３５番。地目、田。面積７４０平方メートル。現況非農地。番号６。地番４１４５番１。地目、畑。面積１０８平方メートル。現況非農地。計６件１，８１９平方メートル。本案件は、前回総会以降に、大津地方法務局高島出張所から照会がありました番号１から番号６について、事務局で現地調査し、既に農地でない状況であったことを確認した後、「非農地」の旨を会長専決規程により、回答しましたのでご報告いたします。 なお、法務局から照会があれば、１４日以内に回答しないと登記官の裁量により登記地目が変更となります。以上でございます。
会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)

会長	ご意見・ご質問もないようなので、以上で、日程第5報告第13号「農地の転用事実に関する照会について」を終わります。
会長	次に、日程第6議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局および担当農業委員からの説明を求めます。
事務局	7ページをお開きください。高島市 農委議案 第32号農地法 第3条の規定による許可申請について。上記の議案を提出する。令和6年6月10日 高島市農業委員会会長。農地法第3条の規定による許可申請について農地法第3条第1項の規定に基づく所有権の移転に関する次の許可申請について審議を求める。8ページをお開きください。1. 所有権の移転。番号1。土地の表示、地番735番。地目、田。面積2,526平方メートル。地番785番。地目、田。面積3,227平方メートル。地番865番。地目、田。面積3,291平方メートル。地番883番1。地目、田。面積3,884平方メートル。計4筆12,928平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集7ページから14ページをご参照ください。また、参考資料の資料2をご覧ください。今回の案件につきましては、2、「手続きの基本的な流れ」の②「入札期間が、総会開催日前とされている場合」に該当します。それでは、ご説明させていただきます。 本件については、令和6年2月総会において、農地買受適格証明書の交付について、ご報告させていただいた案件です。先に報告させていただいたとおり、大津地方裁判所において、民事執行法に基づく農地の競売の入札が2月20日に実施され、5月2日に譲受人より最高価買受申出人の証明書を添えて、農地法第3条の許可申請がなされたものです。申請地は、今津在住の譲受人が代表を務める会社の近隣地であり、競売により所有権移転するものです。譲受人は、これまでの農業経験は手伝い程度であります。農作業の経験を通し農業への関心が深まり、申請地の近傍に居住し水稻の農作業経験が長い知人の協力を得て、稲作を行う計画です。知人の所有する農機具を借入する計画で、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
采野委員	5番采野です。事務局の説明のとおりです。譲受人は、これまで農業はあまりされていなかったということですが、意欲的に取り組みをされてい

事務局	ます。慎重な審議をお願いします。 番号２。土地の表示。地番１３６２番１。地目、田。面積６２２平方メートル。地番１５０８番。地目、田。面積６９９平方メートル。地番１８１６番。地目、田。面積２，６８５平方メートル。地番１８３７番。地目、田。面積１，８４１平方メートル。地番１５７３番。地目、田。面積１，３１０平方メートル。地番１１１番６。地目、畑。面積７２平方メートル。計６筆面積７，２２９平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集１４ページから２２ページをご参照ください。申請地は、相続により取得したが、耕作ができないため農地を手放したい譲渡人と、居住地に近く、農業の規模拡大を図りたい今津在住の譲受人が売買により所有権移転するものです。譲受人にあっては、農作業経験も長く、大型農機具等も所有しており、継続的に農作物を作ることが可能であり、農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。なお、所管する土地改良区からも許可申請に対して、差支えないとの意見書が提出されています。以上でございます。
采野委員	５番采野です。譲受人の方は最近、規模拡大されています。以前から、譲渡人の田を耕作していたこともあり、今回の申請に至ったものです。慎重な審議をお願いします。
事務局	番号３。土地の表示、地番３０６１番。地目、田。面積１，０９７平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集２３ページから２４ページをご参照ください。申請地は、相続により取得したが、耕作ができないため、農地を手放したい譲渡人と、申請地の近くに居住し、更に規模拡大を図りたい安曇川在住の認定農業者である譲受人が、贈与により所有権移転するものです。譲受人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
地村委員	１０番地村です。事務局の説明のとおりです。譲受人は大規模農家で担い手として頑張っておられます。慎重な審議をお願いします。
事務局	番号４。土地の表示、地番５５７番５。地目、畑。面積８５平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集２５ページから２６ページを

	ご参照ください。申請地は、遠隔地に居住し耕作することが難しく処分したい譲渡人と、現在、県外に居住し、新たに申請地に隣接する住居を購入し、移住を考えている譲受人との間で、売買により所有権移転するものです。譲受人は、農作業経験は少ないものの、農地の規模が小さいことから、手作業により自家菜園をする予定で、申請地を意欲的かつ効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。 なお、譲受人から農地復元計画書の提出があり、手作業により復元することとし、復元時期は7月末となっています。以上でございます。
山田委員	14番山田です。事務局の説明とおりです。慎重な審議をよろしく願います。
事務局	番号5から番号8は、譲受人が同一であるため、一括して説明いたします。番号5。土地の表示、地番655番1。地目、畑。面積26平方メートル。番号6。土地の表示、地番659番。地目、畑。面積29平方メートル。番号7。土地の表示、地番660番1。地目、畑。面積98平方メートル。番号8。土地の表示 地番663番。地目、畑。面積175平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集27ページから30ページをご参照ください。申請地は、番号5、相続により所有権をもったものの、遠隔地に居住し耕作することが難しく処分したい譲渡人。番号6 高齢となり体力的にも営農していくことが困難となり規模縮小をしたい譲渡人。番号7 高齢により農作物を作り管理することが難しく処分したい譲渡人。番号8 農作物を作り管理することが難しい譲渡人。とオリーブをメインに様々な農産物を育てるため場所を探していた、安曇川在住の譲受人が贈与により所有権移転するものです。譲受人にあっては、大型農機具は所有しておりませんが、手作業によりオリーブや花を育てる計画で、申請地は、譲受人が代表を務める会社の近隣地であり、日々の農作物の管理や土地の管理がしやすく、継続的に農作物を作ることが可能であり、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。なお、報告・議事案件資料集30ページ663番の写真につきまして、隣接地でオリーブ栽培をされている方が盗難の被害に遭われたとのことで、盗難防止用の柵を設けているとのことです。また、併せてオリーブ繁殖用の挿し木の収納庫も設置されており、いずれも農作物の栽培に必要な不可欠なものと判断され、例外的に全体を農地として取り扱うことが認められています。以上でございます。

浅井委員	15番浅井です。ただいまの事務局の説明とおりです。よろしくご審議の程、お願いします。
事務局	番号9および番号10は、譲受人が同一であるため、一括して説明いたします。番号9。土地の表示、地番1199番1。地目、田。面積596平方メートル。番号10。土地の表示、地番1200番1。地目、田。面積593平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集30ページから32ページをご参照ください。申請地は、番号9高齢で営農後継者がおらず耕作することが難しく処分したい譲渡人。番号10今後、営農規模を縮小して離農したい譲渡人。と、申請地の近くに居住し、田として飯米を栽培したい新旭在住の譲受人が、売買により所有権移転するものです。 譲受人にあっては、農作業経験は長く、家族と共同で自家消費米として水稻の栽培を計画しており、譲受人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。なお、所管する土地改良区からも許可申請に対して、差支えないとの意見書が提出されています。以上でございます。
古田委員	16番古田です。ただいまの事務局の説明のとおりであります。現地確認しましたところ相違ありませんでした。慎重な審議をよろしくお願いいたします。
事務局	番号11。土地の表示、地番322番1。地目、田。面積72平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集33ページから34ページをご参照ください。申請地は、遠隔地に居住し耕作することが難しく処分したい譲渡人と、居住地から近く、新たに農業を始めたい新旭在住の譲受人が売買により所有権移転するものです。譲受人にあっては、大型農具等は所有していませんが、これまで農作業の経験は長く、申請地も小規模なことから、手作業による家庭菜園を予定しています。申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
石津委員	19番石津です。ただいまの事務局の説明のとおりです。慎重な審議をよろしくお願いいたします。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第32号「農地法第3条の

	規定による許可申請について」の「所有権の移転」について審議します。 本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見、ご質問がないようですので、これより議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」採決を行います。「所有権の移転」番号1の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手
会長	次に、番号2の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手
会長	次に、番号3の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手
会長	次に、番号4の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手
会長	次に、番号5の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手
会長	次に、番号6の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手

会長	次に、番号７の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手
会長	次に、番号８の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手
会長	次に、番号９の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手
会長	次に、番号１０の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手
会長	次に、番号１１の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手
会長	よって、「農地法第３条の規定による許可申請」のあった「所有権移転」番号１から番号１１の案件は、申請のとおり許可することに、決定しました。
会長	次に、日程第７ 議案第３３号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局および担当農業委員からそれぞれ説明をお願いします。
事務局	１０ページをお開きください。高島市農委議案第３３号。農地法第５条の規定による許可申請について。上記の議案を提出する。令和６年６月１

	0日、高島市農業委員会会長。農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定に基づく所有権の移転にかかる農地転用に關する次の許可申請について審議を求める。11ページをご覧ください。 1. 所有権の移転。番号1。土地の表示、地番499番。地目、田。面積928平方メートル。土地の表示、地番500番1。地目、田。面積426平方メートル。土地の表示、地番524番8。地目、田。面積605平方メートル。計3筆1,959平方メートル。転用目的、資材置場。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の35ページから38ページをご参照ください。本件、譲受人は、申請地の南側に自社グループ企業が所有する土地があることから、一体的な管理を行うため、譲渡人に対し売買により譲り受け、資材置場として田3筆を農地転用するものです。譲受人はこれまで土木工事に必要な資材として建築足場をリースにより手配していましたが、建築需要の高まりにより、建築足場の調達に支障がでてきたため、今回、自社において建築足場を確保し、資材置場として使用するものです。 農地区分は、都市計画の用途地域が第1種住居地域であるため、「第3種農地」と判断され、立地基準上は、許可が可能と考えます。周辺の被害防除については、雨水排水は、北側に水路を設置し、排水路へ放流します。 隣接者承諾書および土地改良区からも同意が得られている状況です。 万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は、令和6年12月1日からを予定しています。以上でございます。
地村委員	10番地村です。水が入りにくい農地で、しばらく耕作されていない農地でした。譲受人は土木業をされており、今後も資材置場として適正に管理してもらえると考えています。慎重なご審議をお願いいたします。
事務局	2、使用貸借による権利の設定。番号1。土地の表示、地番1043番1。地目、田。面積480平方メートル。転用目的、一般住宅。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の38ページから40ページをご参照ください。 本件は、貸人の土地である父親名義の土地を、使用貸借により貸付け、一般住宅として、借人である子が住居を新築するもので、田1筆を農地転用するものです。農地区分は、藁園の集落内で、周りに住宅等があるため、「住宅等が連たんしている」に該当することから、「第3種農地」と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えます。周辺の被害防除

	について、雨水排水については道路側溝へ放流し、東側にはＬ型擁壁を設置し土砂の流出を防ぐこととします。生活排水は公共下水道へ接続・放流します。万一被害が生じた場合には、借人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。なお、これまで、農地の一部を農業委員会の許可を得ず、農作業小屋を建築して利用されていたことから、今回の申請に関し農地であることが判明したもので、貸人および借人の連名により、無断で転用していたことについて、申し訳なく、今後は農地法を遵守する旨の顛末書を添付されています。また、本件の申請に対しては、隣接者承諾書および所管する土地改良区からも許可申請に対して、差支えないとの意見書が提出されています。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は、令和６年７月１日から１１月３０日を予定しています。以上でございます。
清水委員	１７番清水です。ただいま事務局の説明を受けましたが、雨水は、道路側溝に排水するという説明でありましたが、現場では、道路と反対側へ排水するとのことでした。道路の側溝側は用水路になるので避けてもらいたいと意見を聞いています。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第３３号「農地法第５条の規定による許可申請」について「所有権の移転」番号１および「使用貸借による権利の設定」番号１について審議します。本件について、ご意見やご質問はございませんか。 （質疑・意見なし）
会長	ご意見もないようですのでこれより、議案第３３号「農地法第５条の規定による許可申請について」採決します。
会長	「所有権の移転」番号１の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手
会長	次に「使用貸借による権利の設定」番号１の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。

	全員挙手
会長	よって、議案第 3 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」のあった、「所有権の移転」番号 1 および「使用貸借による権利の設定」番号 1 ついては、申請のとおり全員挙手のため許可することとしますが、先ほど、清水委員からの北側に放流することについての事務局からの説明については、事務局で確認のうえ次回の総会時に、口頭にて報告いただければと思います。清水委員、それでよろしいでしょうか。
清水委員	それで、結構です。
会長	次に、日程第 8 議案第 3 4 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」を議題といたします。事務局および担当農業委員からそれぞれ説明をお願いします。
事務局	1 2 ページをお開きください。高島市 農委議案 第 3 4 号。引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。上記の議案を提出する。令和 6 年 6 月 1 0 日農業委員会会長。租税特別措置法第 7 0 条の 4 第 1 項の規定および租税特別措置法第 7 0 条の 6 第 1 項の規定の適用を受ける農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の次の証明願について審議を求める。 番号 1。特例適用農地等の明細書は 1 3 ページのとおりです。申請位置図等は、報告・議事案件資料集 4 1 ページから 4 3 ページをご参照ください。本件は、租税特別措置法第 7 0 条の 4 第 1 項の規定により、贈与税の徴収猶予の特例の適用を受ける者は、3 年ごとに農業経営に関する事項を記載した継続届出書を税務署に提出する必要があり、その際に添付することとなっている農業委員会が交付する引き続き農業経営を行っている旨の証明願です。贈与した日から現在まで継続して適用を受けている農地において、今回、令和 3 年 6 月 1 1 日から本日まで 3 年間、引き続き農業経営を行っている旨の証明を求められています。 今回証明願のありました農地について、事務局において、転用や権利関係の移動等の調査を行いました。問題もなく、本人により農業経営が行われていることを確認いたしました。以上でございます。
地村委員	1 0 番地村です。ただいまの事務局の説明とおりです。ご本人も農業を継続しておられます。慎重な審議をよろしくお願いします。

会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第３４号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」を審議します。本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見、ご質問がないようですので、これより、議案第３４号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」を採決します。 本件につきまして、願い出のとおり証明することについて、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手
会長	よって、議案第３４号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は、願い出のとおり証明書を交付することに決定しました。
会長	次に、日程第９。議案第３５号「引き続き営農困難貸付けおよび特定貸付けを行っている旨の証明願について」を議題といたします。事務局および担当農業委員からの説明を求めます。
事務局	１４ページをお開きください。高島市 農委議案 第３４号。引き続き営農困難時貸付けおよび特定貸付け農業経営を行っている旨の証明願について。上記の議案を提出する。令和６年６月１０日。農業委員会会長。租税特別措置法第７０条の４第１項の規定および租税特別措置法第７０条の６第１項の規定の適用を受ける農地に係る営農困難時貸付けおよび特定貸付けを引き続き行っている旨の次の証明願について審議を求める。 番号１。特例適用農地等の明細書は１５ページのとおりです。申請位置図等は、報告・議事案件資料集４４ページから４８ページをご参照ください。 本件は、租税特別措置法第７０条の４第１項の規定により、贈与税の徴収猶予を受けている農地において、同条第２２条の営農困難時貸付により農地を貸している方が、引き続き納税猶予の適用を受けたい旨の継続届出書を、税務署に提出する際に添付することとなっている引き続き営農困難時貸付を行っている旨の証明願です。営農困難時貸付とは、受贈者が、障害、疾病等の事由により農業に従事することが困難な状態となった場合に、納税猶予の適用を受けている農地を農業経営基盤強化促進法等に基づ

	く貸付けを行うと納税猶予の適用を受けることができます。今回の場合、営農困難時貸付けにより納税猶予の適用を受けている農地を利用権設定により貸付を行っています。贈与した日から現在まで継続して適用を受けている農地において、今回、令和３年６月１１日から本日まで３年間、引き続き営農困難時貸付けを行っている旨の証明を求められており、今回証明願のありました農地について、事務局において、調査を行いました。問題もなく、貸付けが行われていることを確認いたしました。以上でございます。
地村委員	１０番地村です。ただいまの事務局の説明のとおりです。慎重な審議をよろしくお願いします。
事務局	番号２。特例適用農地等の明細書は１６ページのとおりです。申請位置図等は、報告・議事案件資料集４９ページから５２ページをご参照ください。 本件は、租税特別措置法第７０条の４第１項の規定により、相続税の徴収猶予を受けている農地において、特定農地貸付により農地を貸している方が、引き続き納税猶予の適用を受けたい旨の継続届出書を、税務署に提出する際に添付することとなっている農業委員会が交付する引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願です。特定貸付とは、納税猶予の適用を受けている農地を農業経営基盤強化促進法に定められた農地中間管理事業等による貸付けが行われていることを言い、その場合は納税猶予の適用を受けることができます。今回の場合、納税猶予の適用を受けている農地が特定貸付けとなっており、利用権設定により貸付けられています。 相続した日から現在まで継続して適用を受けている農地において、今回、令和３年６月１１日から本日まで３年間、引き続き特定貸付を行っている旨の証明を求められており、今回証明願のありました農地について、事務局において、調査を行いました。問題もなく、特定貸付けが行われていることを確認いたしました。以上でございます。
地村委員	１０番地村です。ただいまの事務局の説明のとおりです。慎重な審議をよろしくお願いします。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第３５号「引き続き営農困難貸付けおよび特定貸付けを行っている旨の証明願について」審議します。本件について、ご意見やご質問はございませんか。

会長	営農困難時貸付けと特定貸付けは、どのようなものか説明してほしい。
事務局	貸付け方法は営農困難時貸付けと特定貸付けは同じですが、営農困難時貸付けとは、納税猶予の適用を受ける者に何らかの障害や疾病等があり、農業に従事することが困難になった場合に納税猶予の適用を受けている農地を農業経営基盤強化促進法等に基づく貸付けを行うと納税猶予が受けられるものです。番号１の方は、３筆については小規模のため自ら耕作しており、７筆については営農を依頼されたものです。基盤強化法による貸付けとなっております。
会長	貸付先はどこか。
事務局	[REDACTED] です。
会長	ほかに、ご意見、ご質問がないようですので、これより、議案第３５号「引き続き営農困難貸付けおよび特定貸付けを行っている旨の証明願について」採決します。まず、番号１の案件について、原案のとおり承認することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	次に、番号２の案件について、原案のとおり承認することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	よって、議案第３５号「引き続き営農困難貸付けおよび特定貸付けを行っている旨の証明願について」は、願い出のとおり証明書を交付することに決定しました。
会長	それでは、ただいま２時４５分ですので、１０分間休憩とし再開を２時５５分とさせていただきます。
会長	次の日程の議案説明のため、農業政策課職員が入室いたします。

	(農業政策課職員 入室)
会長	再開します。先ほどの、農地法第5条転用の使用貸借における清水委員からの質問について、事務局の方で確認がとれましたので、改めて報告させていただきます。
事務局	清水委員から質問のありました、雨水の排水経路の件ですが、申請では、北側および南側水路へ放流する計画となっていたことから、このような説明をさせていただきましたが、ただいま業者に確認がとれましたので、改めて、この場で報告させていただきます。雨水の排水は、南側水路（道路側）へ放流しない、北側水路にのみ排水するということで確認できましたので、報告させていただきます。
会長	それでは、次に、日程第10 議案第36号「高島市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局および農業政策課の説明をお願いします。
事務局	17ページをお開きください。高島市農委議案第36号、高島市農用地利用集積計画の決定について。上記の議案を提出する。令和6年6月10日。高島市農業委員会会長。高島市農用地利用集積計画の決定について。旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、次の高島市農用地利用集積計画を決定することについて審議を求める。1、高島市農用地利用集積計画、別紙のとおり。2、公告予定年月日、令和6年6月20日。高島市農用地利用集積計画につきましては、農林水産部農業政策課より説明させていただきます。
農業政策課	農業政策課南村と申します。私より、農用地利用集積計画の決定についてご説明申し上げます。高島市農用地利用集積計画。令和6年6月20日。滋賀県高島市。続いて、農用地利用集積計画表は19ページでございます。なお、貸し手・借り手の住所、氏名等の読み上げについては割愛させていただきます。利用権設定について。(1) 利用権設定農用地は10筆 (2) 利用権設定面積は21,049平方メートルでございます。内訳としまして新規2筆、面積は3,758平方メートル、継続8筆 面積17,291平方メートルです。(3) 利用権設定者は5名。(4) 農用地利用申出者は4名でございます。(5) その他 利用権設定各筆明細は20ページのとおりでございます。農用地利用申出者4名はすべての農地について効率的に

	耕作し、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしている ものであります。以上で農用地利用集積計画の決定についての説明とさせ ていただきます。
会長	以上で説明が終わりました。はじめに、議案第36号「高島市農用地利 用集積計画の決定について」、審議を行います。本件について、ご意見やご 質問はございませんか。 (意見・質疑なし)
会長	ご意見ないようですので、これより、議案第36号「高島市農用地利用 集積計画の決定について」を採決します。本件について、原案のとおり承 認することに賛成の方は、「挙手」をお願いします。 全員挙手
会長	よって、議案第36号「高島市農用地利用集積計画の決定について」番 号1から番号10の案件については、原案のとおり承認することに決定し ました。
会長	次に、日程第11 議案第37号「農業経営改善計画の認定につき意見 を求めることについて」を議題といたします。事務局および農業政策課よ り説明をお願いします。
事務局	21ページをお開きください。高島市農委議案第37号、農業経営改善 計画の認定につき意見を求めることについて。上記の議案を提出する。令和 6年6月10日、高島市農業委員会会長。農業経営改善計画の認定につき 意見を求めることについて。農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規 定に基づく農業経営改善計画の認定につき、次の認定申請について意見 を求める。農業経営改善計画の概要につきましては、農林水産部農業政策課 より説明させていただきます。
農業政策課	農業政策課上原と申します。私より、農業経営改善計画の認定につき意 見を求めることについて、ご説明申し上げます。今回申請がありましたの は、安曇川地域で新規が1件となっております。それでは、申請の内容に つきまして説明させていただきます。22ページをご覧ください。番号1、

	の農業経営改善計画の概要です。 当法人は、令和４年２月１４日に設立されましたが、営業活動は、休止をされていました。その為、現在の作付けの経営面積は０と記載しております。今年度から、営農を再開され、上安曇地域農地整備事業が進んだ、５年後には、農地の集積・集約により、１,０３０アールまで拡大を目指され、今後新たな担い手として重要な役割を担っていかれます。また、スマート農業の導入を考えておられ、限られた人材で作業効率を上げながら、人件費等を削減し、経営所得の安定を目指すとされています。なお、農業用機械等は、新規で取得することを計画されています。機械が取得できるまでは、個人のものを借り上げながら、経営を行っていかれます。５年後の目標としては、記載されませんが、麦による収益で、資金が確保できたのちには、水稻の作付けを開始し、約４０ヘクタールの経営を目指すとのことです。以上の案件につきましては、農業政策課において慎重に内容を審査しておりますこと、また、各関係機関からは同意をいただいていることを申し添えます。以上、農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについての説明とさせていただきます。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第３７号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」審議します。
会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。
采野委員	５番采野です。参考程度に教えていただきたいのですが、農事組合法人ということで、組合員数や従業員数、機械の保有状況、今後の融資の方向性について伺いたい。
農業政策課	細かい人数は、把握できていません。機械の融資も受けることを聞いています。
采野委員	農事組合法人ということで組合員の数は一定の基準が必要だと思いますが、法定人数は。
農業政策課	農事組合法人として、常時いる人数が３名となっていますが、何人従事しているかは把握できていません。
会長	采野委員からの質問があった中で、構成員は３名となっているが、組合

	員とはなっていないでしょう。また、農事組合法人の設立などの基準などは、まとめていただいて、次回総会時に皆さん勉強のため報告してください。
采野委員	慎重に議論したというが、何を議論したのか。この程度の質問に答えられないで。
農業政策課	高島市の基本方針と照会しています。
采野委員	農業経営改善計画を出すということは、新たに認定農業者になる方ですよ。担い手になるんです。その団体の内容も把握されていない中で、何を慎重審議するんですか。 いいですわ。時間がないから。ほんとそんなんであえの。担い手さんになるんですよ。
会長	このことは、農業委員会が意見を求められているので、今回の内容をしっかりと意見書として出していきたいと思います。
会長	他に、ご意見、ご質問がないようですので、これより、議案第37号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」番号1の案件について、採決します。番号1の案件について、改めて意見書に明記するという形で、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	よって、議案第37号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」番号1の案件は、原案のとおり同意することに決定しました。
会長	次に、日程第12 議案第38号「高島農業振興地域整備計画の変更協議につき意見を求めることについて」を議題といたします。事務局および農業政策課より説明をお願いします。
事務局	23ページをお開きください。高島市農委議案第38号。高島農業振興地域整備計画の変更協議につき意見を求めることについて。上記の議案を提出する。令和6年6月10日、高島市農業委員会会長。高島農業振興地域整備計画の変更協議につき意見を求めることについて。農業振興地域の整備

農業政策課	に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、次の高島農業振興地域整備計画の変更協議につき意見を求める。農用地利用計画変更案につきましては、農林水産部農業政策課より説明させていただきます。 農業政策課の志村と申します。私より農業振興地域整備計画の変更協議につき意見を求めることについてご説明申し上げます。まず、農用地区域を除外する土地につきましてご説明申し上げます。番号1でございます。24ページから25ページをご覧ください。今津地域における農業振興地域整備計画の変更でございます。除外する土地は畑138平方メートルでございます。事業者、土地所有者につきましては、26ページの調整調書記載のとおりでございます。整備内容につきましては、「駐車場」の整備を酒波において行うものであります。位置図は報告・議事案件資料集51ページから52ページを併せてご覧ください。転用予定者の住居の隣地に、駐車場を整備するものでございます。こちらは降雪の多い地域であるため、転用予定者は除雪車を所有しており、自家用車とまとめて停めておける駐車場が近くに必要であることから設置場所を検討した結果、隣接している当該地になったものでございます。「法第13条第2項」の規定に基づき、除外が適当であるか検討させて頂いたところ、申出の土地は、規模、条件等からみて最も適した土地で代替すべき土地もなく、また、農業上の効率的な利用にも支障なく、農地の集団化・農業の効率性等、利用上の支障はないと認められるなど、要件を満たしており、やむを得ないものと判断致しました。以上、番号1につきましては市役所内、農協等の関係部局におきましても、「除外をすることについて止むなし」という判断をいただいております。また滋賀県高島農業農村振興事務所より、事前協議の結果変更内容は適当であると認められております。このたび、「農業振興地域の整備に関する法律施行規則」第3条の2の規定に基づき、「農業委員会の意見を聴くものとする」とされておりますことから、農業委員会総会におきまして、ご意見をお伺いするものでございます。以上、私の説明とさせていただきます。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第38号「高島農業振興地域整備計画の変更協議につき意見を求めることについて」を審議します。
会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)

会長	ご意見、ご質問がないようですので、これより、番号１の案件について、採決します。番号１の案件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	よって、議案第３８号「高島農業振興地域整備計画の変更協議につき意見を求めることについて」番号１の案件は、原案のとおり同意することに決定しました。
会長	以上で、本日予定しておりました議事日程については、ただ今をもちまして、全て終了しました。 （午後３時５５分 議事終了）

上記の会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容が真正であることを証するため、ここに署名する。

会 長 _____

議事録署名委員 3 番 _____

議事録署名委員 8 番 _____